

国別援助計画の作成手続きの明確化と NGO の参加について

1. 議題案：国別援助計画の作成手続きの明確化と NGO の参加について

2. 背景：国別援助計画は、ODA 大綱、中期政策を実施するための具体的な国別の戦略文書である。日本および現地の NGO が国別援助計画策定に関わることは、ODA 大綱、中期政策が実際に ODA 政策に反映されるということを確認し、ODA 政策の透明性・説明責任を担保するという点においても、その実質的な内容への貢献という面でも重要と考えられる。

3. 議題にあげたい理由：

大綱、中期政策などを実現する具体的な実施計画である国別援助計画においては、大綱、中期政策で示されている視点や原則を国別援助計画に反映することが重要だが、現状ではそれがどのようになされているのかが明確ではない。とりわけ、いわゆる ODA 四原則、人間の安全保障の視点の反映、貧困層の脆弱性の解消、MDG 達成などの ODA 中期政策等で示されている方針をどのように反映しているのかについては、重要な課題と考える。

中期政策でも現地 NGO を含めた援助コミュニティとの連携について言及されているが、こうした点については、現地および日本の NGO の経験の蓄積を活かすべく、可能な限り協議を行う必要があると考える。

4. 論点：

1) 国別援助計画についての現地および日本の NGO との意味のある協議・対話の促進

ODA 中期政策に示されている ODA の重点課題、とりわけ MDG、貧困削減などは NGO の専門性が発揮できる分野である。外務省のホームページにおいても、東京、現地で NGO 等との協議やパブリックコメントを行いながらすすめることとされており¹（資料 1）、これまでは ODA 総合戦略会議のホームページで意見などの受付がされていた²。

ただ、これまでは NGO との意見交換の場は明確ではなく³、とりわけ現地 NGO との協議については、不十分であったと考える。このため、今後の国別援助計画の作成に当たっては、(1)骨子案・一次案の現地語・英語による公開、それに基づく現地 NGO との協議および草案へのパブリックコメント受付・回答、(2)骨子案・一次案についての日本での NGO との意味ある協議、草案へのパブリックコメント受付・回答などを実施するべきであると考えるが、いかがか。

¹ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kunibetsu/enjyo/index.html>

² <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index/topics/senryaku.html>

³ 2006 年 6 月まで活動していた ODA 総合戦略会議に NGO 関係者が 2 名参加していたが、NGO は分野ごと、対象国ごとに数多く存在しているため、個別の国別援助計画ごとに参加者を募る仕組みがなければ実質的な NGO との協議は行えない。

2) 国別援助計画の策定手続きの明確化の必要性

現状の外務省ホームページにある「策定プロセス」(資料1)ではどのようなタイミングで協議が行えるか NGO にはわかりにくく対応が難しい。このため、国内外の NGO との協議の時期などを含め、手続きを明確化した国別援助計画策定ガイドラインを作成・公開すべきと考えるがいかがか。

3) 人間の安全保障の視点の反映など ODA 大綱・中期政策を活かすための現地の状況把握、援助計画立案のためのガイドライン等の必要性

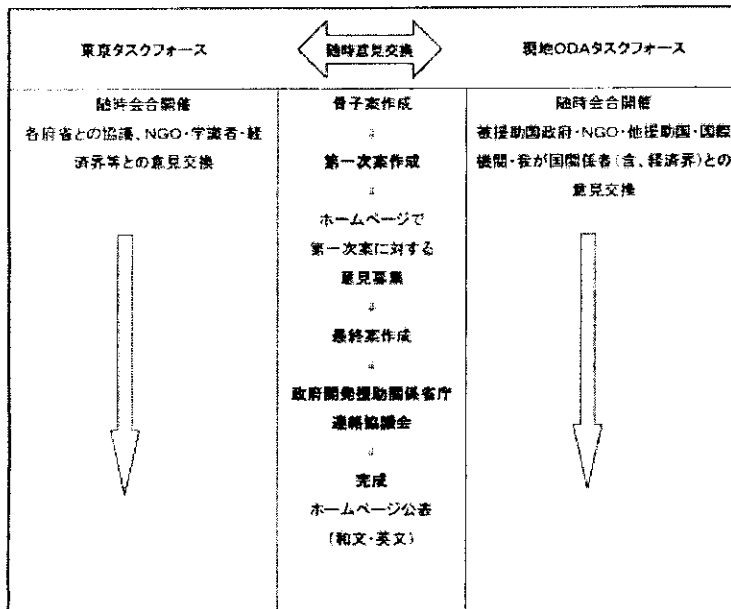
現状では ODA 大綱、中期政策で示されている日本政府独自の視点が実際にどのように国別援助計画に反映されているかが不明確と考える。とりわけ、人間の安全保障の視点、貧困層改善などを実現するためには、既存の『貧困削減戦略文書』などをもちいるだけではなく、人間の安全保障等の視点からどのように実態の分析し、日本の援助の特色を示すのかを明確化することが不可欠と考える。これを行うためのガイドラインや政策文書は存在しているのか。ないならば、チェックリストやガイドラインを策定し、分析の視点を明確化する必要があるのではないのか？

4) NGO とのより密接な協議をいくつかの国の国別援助計画について試験的に実施すること

今年ヨルダン、キルギス、ボリビア、タジキスタン、セネガルなどが新規策定、ベトナム、タンザニア、カンボジア、マレーシアなどの国別援助計画が改定予定ということになっている。これらにおいてとりわけ NGO の関心の高い国については、モデルケースとして、NGO との密接な協議を実施してはどうか。

議題提案団体：関西 NGO 協議会、日本国際ボランティアセンター、ヒューマンライツナウ

●資料1 外務省ホームページによる国別援助計画策定プロセス



<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kunibetsu/enjyo/index.html#5>

●資料2

ODA 中期政策抜粋

2. 「人間の安全保障」の視点について

・・・略

(1) 「人間の安全保障」の考え方

(イ) (ロ)・・・略

(ハ) 我が国としては、人々や地域社会、国が直面する脆弱性を軽減するため、「人間の安全保障」の視点を踏まえながら、「貧困削減」、「持続的成長」、「地球的規模の問題への取組」、「平和の構築」という4つの重点課題への取組を行うこととする。

・・・

(2) 「人間の安全保障」の実現に向けた援助のアプローチ

「人間の安全保障」は開発援助全体にわたって踏まえるべき視点であり、以下のようなアプローチが重要である。

(イ) 人々を中心に据え、人々に確実に届く援助

支援の対象となっている地域の住民のニーズを的確に把握し、ODAの政策立案、案件形成、案件実施、モニタリング・評価に至る過程でできる限り住民を含む関係者との対話を行うことにより、人々に確実に届く援助を目指す。そのために様々な援助関係者や他の援助国、NGO等と連携と調整を図る。

(ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ) 略

3. 重点課題について

4. 効率的・効果的な援助の実施に向けた方策について

(1) 援助政策の立案及び実施体制の強化の考え方

・・・略

(2) 現地機能強化の具体的取組

・・・略。・・・

(イ) 開発ニーズ等の調査・分析

現地TFは、被援助国の政治・経済・社会情勢を踏まえた開発ニーズや被援助国自身の開発の取組についての調査・分析機能を強化する。その際、現地関係者を通じて、現地の経済社会情勢などを十分把握する。また、現地TFは、必要に応じて外部人材を活用するとともに、現地援助コミュニティ（主要ドナー諸国・国際機関、NGO、学術機関等を含む。）との情報交換等も行う。

東京は、政策支援型の開発調査や政策アドバイザーの派遣等をより機動的に活用することを通じて、これを支援する。

(ロ) 援助政策の立案・検討

(a) 国別援助計画の策定への参画

国別援助計画は、上記(2)(イ)の被援助国の抱える開発ニーズ等を正確に把握した上で、外交的視点も入れつつ、向こう5年間程度の我が国援助の方向性や重点分野・項目を明確に示すものである。このような計画の策定や改定に当たり、現地TFは、援助計画が被援助国の開発計画や開発目標、更に国際的な開発目標と整合的な内容となるよう、現地援助コミュニティ（主要ドナー諸国・国際機関、NGO、学術機関等を含む。）との連携の在り方も視野に入れつつ、現場ならではの知見や経験を最大限に活用して積極的に参画する。